

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 5月 30日	
堺市長 様	
提出者	
住 所 堺市西区家原寺町1丁1番1号	
氏 名 地方独立行政法人 堺市立病院機構	
理事長 木村 正	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 072-272-1199	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
事業場の所在地	堺市西区家原寺町1丁1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	487床
③ 従業員数	1,379人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	250.73 t	t
	（これまでに実施した取組） ・感染性廃棄物以外のものが混入しないよう、適正な分類、分別を行うことで排出量の抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	250.73 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・感染性廃棄物以外のものが混入しないよう、適正な分類、分別を引き続き行うことで排出量の抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・感染性廃棄物は他の廃棄物と区分し、専用の保管庫内にて施錠したうえで分別、保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引き続き適正な分類、分別を行い管理する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	250.73 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	250.73 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	250.73 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者を選定、また、処分については、リサイクルエネルギーを活用できるサーマルリサイクル（焼却→熱回収→発電）設備を設置する処分業者へ委託。その後に発生した残滓（燃え殻）については、主として再資源化を行い、環境に与える影響の低減に努めている。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	250.73 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	250.73 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	250.73 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 前年度と同様、感染性廃棄物の徹底した管理をさらに推進し、 適正な分類、分別のもと廃棄物の抑制に努める。 ・ 継続して環境への負荷を低減するよう、その処理に努めていく。 ・ 適正に処理が行われているか現地確認を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	250.73 t	
	(今後実施する予定の取組)		
・ 前年度と同様、継続して電子マニフェストを使用することで 委託した産業廃棄物の処理の流れを把握し、引き続き不法投棄の 防止等適正な処理の確保に努める。			
※事務処理欄			

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

前 年 度 【 令和5 年 度】 実 績

送 出 者						
姓 名	名 称	所属部署	担当名称	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物処理等事業事務本部に「管理する人又はその代表者」	特別管理産業廃棄物処理等事業事務本部に「管理する人又はその代表者」	特別管理産業廃棄物の名称	特別管理産業廃棄物の名称	特別管理産業廃棄物の電話番号	特別管理産業廃棄物のFAX番号	特別管理産業廃棄物の電子メールアドレス
堺市西区宮原町4丁目1番1号	堺市立総合給食センター	管理課				

[illegible]

(注) トン単位は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和5年度】目標

要 出 発					
項 目	名 称	担当部署	担当部長	電話番号	FAX
産業廃棄物処理に関する事業種別別別に管理する方法及等の取組	産業廃棄物処理に関する事業種別別別に管理する方法及等の取組	環境部環境政策課	環境部長 佐々木 隆	055-251-1111	055-251-1111
環境部環境政策課	環境部環境政策課	環境部環境政策課	環境部長 佐々木 隆	055-251-1111	055-251-1111
環境部環境政策課	環境部環境政策課	環境部環境政策課	環境部長 佐々木 隆	055-251-1111	055-251-1111
環境部環境政策課	環境部環境政策課	環境部環境政策課	環境部長 佐々木 隆	055-251-1111	055-251-1111

計 算 式 の 説 明															
1. 産業廃棄物処理に関する事業種別別別に管理する方法及等の取組															
2. 環境部環境政策課															
3. 環境部環境政策課															
4. 環境部環境政策課															
5. 環境部環境政策課															
6. 環境部環境政策課															
7. 環境部環境政策課															
8. 環境部環境政策課															
9. 環境部環境政策課															
10. 環境部環境政策課															
11. 環境部環境政策課															
12. 環境部環境政策課															
13. 環境部環境政策課															
14. 環境部環境政策課															
15. 環境部環境政策課															
16. 環境部環境政策課															
17. 環境部環境政策課															
18. 環境部環境政策課															
19. 環境部環境政策課															
20. 環境部環境政策課															
合計															
251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) トン単位は整数として四捨五入、ただし、数字が小数であれば小数点以下3桁まで記載する。